

◎貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

(令和七年六月一日法律第六〇号)(衆)

一、提案理由(令和七年五月二七日・衆議院本会議)

○井上貴博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、トラック事業に係る輸送の安全を確保し、その健全な発達を図るため、所要の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、トラック事業の許可について、五年ごとの更新制を導入するとともに、独立行政法人に、更新事務を行わせることができること、

第二に、国土交通大臣は、トラック事業の運賃及び料金に係る適正原価を定めることができることとし、これに伴い、標準的な運賃は廃止すること。また、トラック事業者及び貨物利用運送事業者は、運賃等が適正原価を下回らないようにしなければならないこと、

第三に、トラック事業者等は、元請事業者として運送を引き受ける場合において、再委託の回数を二回以内に制限するよう努めなければならないこと、

第四に、無許可等でトラック事業を経営する者への貨物の運送委託を禁止し、罰則を設けるとともに、荷主等に対し、勧告等を行うことができることなどであります。

……………(略)……………

両案は、去る二十三日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(令和七年六月四日)

○小西洋之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し、その健全な発達を図るため、下請構造等の健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等の事業者への貨物運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃等の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。